

八戸学院大学学則

第1章 総則

第1条 八戸学院大学（以下「本学」という。）は、カトリック精神に基づき、広く豊かな教養を授け、深い専門の学術を探究せしめ、正しい道徳観と高い知性を有する民主的にして平和を愛好する人材を育成することを使命・目的とする。

- 2 地域共創学部地域共創学科は、経営学をはじめ社会科学の学問体系の基礎を学び、地域の企業、自治体、社会等あらゆる領域において経営に携わり、地域や世界に通用する人材を育成する。
- 3 人間健康科学部人間健康科学科は、こころとからだの健康と医療についての学びをふまえ、幅広い分野の研究・指導・実践ができ、地域住民の健康増進と地域の保健医療の向上に貢献できる人材を育成する。
- 4 看護学部看護学科は、日々進歩する看護の知識や技術に対応できる能力や豊かな感性と人間性を備え、地域の保健医療活動、健康増進に看護の実践者として貢献できる資質の高い人材を育成する。

第2条 本学は、高等教育機関としての教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動、その環境および大学運営等の状況について包括的に自ら点検・評価を行う。

- 2 前項の点検・評価の実施に関する細目等については、別に定める。

第2条の2 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2条の3 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適当な体制を整えて行うものとする。

第2章 学部・学科の組織

第3条 本学に、次の学部・学科および別科を置く。

- (1) 地域共創学部 地域共創学科
 - (2) 人間健康科学部 人間健康科学科
 - (3) 看護学部 看護学科
 - (4) 別科助産専攻
- 2 前項第3号の別科助産専攻に関する必要な事項は別に定める。

第3章 修業年限および学生定員

第4条 本学の修業年限は4年とし、在学年限は8年とする。ただし、在学年限は教授会の審議を経て、学長が許可した場合は延長することができる。

第5条 本学の入学定員および収容定員は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------------------|-----------|-----------|
| (1) 地域共創学部地域共創学科 | 入学定員 80名 | 収容定員 320名 |
| (2) 人間健康科学部人間健康科学科 | 入学定員 100名 | 収容定員 400名 |
| (3) 看護学部看護学科 | 入学定員 70名 | 収容定員 280名 |
| (4) 別科助産専攻 | 入学定員 4名 | 収容定員 4名 |

第4章 学年、学期および休業日

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、秋学期入学者については10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

- 2 学年を2学期に分けて次の2期とする。
 - 春学期は 4月1日から9月30日まで
 - 秋学期は 10月1日から翌年3月31日まで
- 3 授業実施総時間数は、各学期15週の年間30週とする。

第7条 休業日は、次のとおりとする。ただし、第4号から第6号は各年度の学事暦による。

- (1) 日曜日および土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 開学記念日 4月18日
 - (4) 春季休業
 - (5) 夏季休業
 - (6) 冬季休業
- 2 学長は、前項に定める休業日を変更し、または臨時休業の日を定めることができる。
 - 3 休業日においても、必要に応じ実習を課し、または特別講義等を行うことがある。

第5章 授業科目および履修方法

第8条 本学は、大学、学部および学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮する。

第8条の2 本学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施するものとする。

第8条の3 授業科目は、リベラルアーツおよび専門教育科目とする。

- 2 授業科目および単位数は、別表1、別表2および別表3による。

第8条の4 授業は、講義、演習、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第9条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を教室内及び教室外を合わせて45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義および演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。
 - (2) 実習および実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第 10 条 履修方法は、第 1 年次及び第 2 年次においてはリベラルアーツを主とし、併せて専門教育科目の一部を履修させ、第 3 年次及び第 4 年次においては主として専門教育科目を履修させる。

2 履修の仕方は、別に定める八戸学院大学履修規程による。

第 11 条 本学学生の卒業に必要な単位数は、次のとおりとする。ただし、第 8 条の 4 第 2 項の授業方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。

区 分		リベラルアーツ			専門教育科目		
		必修科目	選択科目	合 計	必修科目	選択科目	合 計
地域共創学部	地域共創学科	14 単位	16 単位	30 単位以上	28 単位	66 単位	94 単位以上
人間健康科学部	人間健康科学科	14 単位	16 単位	30 単位以上	28 単位	66 単位	94 単位以上
看護学部	看護学科	14 単位	14 単位	28 単位以上	100 単位	3 単位	103 単位以上

第 12 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、教育職員免許法および同施行規則に基づき、所定の授業科目を取得しなければならない。これらの科目の履修方法については、別に定める八戸学院大学教職課程履修規程による。

2 本学の学部の学科において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学 科	教員の免許状の種類 (免許教科)
地域共創学部	地域共創学科	高等学校教諭一種免許状 (商業) 高等学校教諭一種免許状 (情報)
人間健康科学部	人間健康科学科	中学校教諭一種免許状 (保健体育) 中学校教諭一種免許状 (保健) 高等学校教諭一種免許状 (保健体育) 高等学校教諭一種免許状 (保健) 高等学校教諭一種免許状 (看護) 養護教諭一種免許状 小学校教諭二種免許状

第 13 条 教職に関する専門教育科目およびその単位数は、別表 4 の教職教育課程表のとおりとする。

第 14 条 毎学年の始めに、その学年に教授する授業科目の種類、講義題目および授業担当者を公示する。臨時講義については、随時、公示する。

2 科目の選択については、毎学期授業開始日目の指定期日までに履修届を提出しなければならない。

第 15 条 授業科目の履修終了の認定は、試験または論文による。ただし、実験、実習、演習および実技は、平常の成績によって認定することができる。

2 試験については、この学則に定めるほか、別に定める。

第 16 条 各授業科目の評価は、秀 (90 点以上)、優 (80 点以上 90 点未満)、良 (70 点以上 80 点未満)、可 (60 点以上 70 点未満) および不可 (60 点未満) とし、可以上を合格とする。(欧文による表記では秀を S、優を A、良を B、可を C とする)。合格した科目については、所定の単位数を与える。

2 第 21 条、第 22 条ならびに第 23 条に基づき、他の大学または短期大学等における授業科目の履修等および資格等により単位を認定した科目の評価は「認」とする。

3 グレード・ポイント・アベレージ (GPA) については別に定める。

第 16 条の 2 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数に

ついて、学生が1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を別に定めるものとする。

- 2 本学は、別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生および特別の理由が認められた学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

第17条 各授業科目について授業時数の3分の1以上欠席した者は、その授業科目履修の認定を受けることができない場合がある。

第18条 授業料その他納入金未納の者は、科目履修の認定を受けることができない。

- 2 休学中の者は、その学期の試験を受けることができない。

第19条 正当な事由により試験を受けることができなかった者については追試験を行う。また、試験に不合格であった者については事情によっては再試験を行うことがある。

第20条 学生が、職業を有している等の事情により第4条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修（以下「長期履修学生」という。）し卒業することを希望する場合は、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第20条の2 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 他の大学または短期大学における授業科目の履修等

第21条 本学が教育上有益と認めるときは、本学学生が本学の定めるところにより他の大学または短期大学において履修した授業科目について、修得した単位を本学における授業科目を履修修得したものとみなし、認定することができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、本学学生が本学の定めるところにより短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前二項により、修得したものとみなし、または与えることができる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

第22条 前条の規定は、本学学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。

第23条 本学が教育上有益と認めるときは、本学学生が入学する以前に他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学における授業科目を履修修得したものとみなし、認定することができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、本学学生が入学する以前に行った短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前二項により、修得したものとみなし、または与えることができる単位数は、学士入学、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第21条第1項および第2項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第24条 学士入学前に修得した単位は、教授会の審議を経て学長が許可した場合は、入学後における修得すべき授業科目の単位とみなすことができる。

第7章 本学において科目等履修により修得した単位

第25条 本学に入学する以前に本学において科目等履修によって修得した当該単位は、入学後に修得したものとみなし、原則として卒業要件の単位に通算する。

2 本学において科目等履修によって一定の単位を修得した者は修業年限の2分の1を上限として、本学が定める期間を修業年限に通算することができる。

第8章 卒業の認定および学位の授与

第26条 第4条に定める修業年限を充たし、第11条に定める単位(124単位以上または131単位以上)を修得した者に対して、教授会の審議を経て学長は卒業を認定する。

第27条 卒業を認定された者に対して、学長は学士の学位を授与する。

第9章 入学、休学、復学、除籍、復籍、転部、転学、退学および留学

第28条 入学の時期は学期の始めとする。

第29条 本学に入学することができる者は次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における12年の学校教育を修了した者、または、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であること、その他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) その他大学において相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第30条 入学志願者は、所定の書類に受験料を添えて願出しなければならない。

2 入学者の選抜は学力検査の成績および出身高等学校長からの調査書その他に基づいて行う。

第31条 入学についての試験および手続などは別にこれを定める。

第32条 学士入学、編入学または転入学を志願した時は、欠員がある場合に限り、選考のうえ入学を許可することがある。志願者の資格および手続については別に定める。

第33条 入学の許可は、教授会(入学者選抜委員会)の審議を経て学長が決定する。

第34条 入学を許可された者は、別に定める入学手続に従い、保証人連署の誓約書およびその他の書類を所定の期日までに提

出しなければならない。

第35条 保証人は、その学生の在学中に係る一切の事件につき連帯の責任を負わなければならない。

- (1) 保証人は独立の生計を営み、確実に保証人の責を履行できる成年者でなければならない。
- (2) 保証人2人のうち1人は、八戸市またはその近在に居住している者とする。
- (3) 保証人が死亡または前項の資格を失ったときは、改めて保証人を定め速やかに届け出なければならない。

第36条 入学を許可された後、所定の手続を完了しない場合は、その者の入学許可を取り消すことがある。

第37条 疾病その他やむを得ない事情により引き続き3ヶ月以上修学することができない者は、保証人連署のうえ、学長に願い出て、学長の許可を得て休学が許可された日から学期末または学年末まで休学することができる。

- 2 休学者が復学しようとする場合は、保証人連署のうえ願い出て学長の許可を得なければならない。
- 3 病気による休学の場合および病氣治癒による復学の場合には、医師の診断書を添付し、学長の許可を得なければならない。
- 4 休学の期間は1ヶ年以内とする。ただし、願い出により許可された者は、さらに1ヶ年延長することができる。
- 5 休学期間は通算2ヶ年以内とし、休学した学期は在学年限に算入しない。

第38条 次の各号の一に該当する者は、教授会の審議を経て学長が除籍する。

- (1) 学費の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (2) 第4条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第37条に定める休学期間を超えてなお復学もしくは退学しない者
- (4) 正当な理由なく在籍に係る手続きを行わない者
- (5) 死亡した者
- (4) 死亡した者
- 2 前項第1号により除籍された者が保証人連署で復籍を願い出た場合は、教授会の審議を経て学長が許可することがある。

第38条の2 本学の学生で他の学部・学科に転部・転科を志願する者があるときは、教授会の審議を経て、学長が許可することがある。

- 2 転部・転科を許可された者の本学に在学すべき年数、履修すべき科目および単位数は、教授会の審議を経て学長が決定する。

第39条 他の大学に転学を志望する者がある場合は、教授会の審議を経て学長が許可することがある。

第40条 病気その他の事由により退学しようとする場合は、事由を具し保証人連署のうえ、願い出なければならない。

第41条 願いにより退学した者が再入学を願い出た場合には、教授会の審議を経て学長が許可することがある。

第42条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学等に留学することを許可することがある。

- 2 留学の期間は、2年間に限り修業年限に通算することができる。
- 3 留学については、この学則に定めるほか別に定める。

第43条 本学の学部・学科には、他の大学の学部・学科と併せて在学することはできない。

第10章 受験料、入学金および学費

第44条 本学の受験料、入学金および学費は、別表5のとおりとする。ただし、学費は、社会経済情勢の変化等により在学中に変更することがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、第20条に規定する長期履修学生の1年間の学費は、正規課程学生の4年分の学費総額を、許可

された修業年限で除した額とする。

第 45 条 入学金を所定の期日までに納入しない場合は、その者の入学の許可を取り消すことができる。

第 46 条 学費は、春学期および秋学期の 2 期に分納するものとし、それぞれの期において納付する額は別表 5-2 に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とする。

2 学費の納付期限は、次のとおりとする。新入生ならびに学費等減免対象者の納付期限は別に通知する。

(1) 春学期 4 月 5 日

(2) 秋学期 10 月 5 日

3 学費を正当な理由なく所定の期日までに納入しない者には、登校停止を命じ、引き続き滞納するときは除籍することがある。

第 47 条 既納の受験料、入学金および学費はこれを還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、本学に入学を許可された者が入学時に指定の期日までに入学辞退を申し出た場合は、その請求により学費を還付する。

第 48 条 退学した者、退学を命ぜられた者、または除籍された者は、その期間に属する学費を納入しなければならない。ただし、願い出により退学した者または第 38 条第 1 項により除籍された者が、再入学または復籍する際の納入金については別に定める。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の学費を納入しなければならない。

第 49 条 休学期間中の学費は免除する。ただし、春学期または秋学期の中途において休学を許可された者、または復学した者はその学期の学費を納入しなければならない。

第 11 章 科目等履修生、特別聴講学生、委託生、研究生および外国人留学生

第 50 条 本学の学生以外の者で、本学の開設する授業科目中一部の授業科目を履修しようとする者は、教授会の審議を経て学長が科目等履修生として入学を許可することがある。

2 前項の授業科目を履修した科目等履修生には、単位の授与または修了の事実を証する証明書を交付することができる。

第 51 条 他の大学または短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で、当該大学または短期大学との協議に基づき、本学において授業科目を履修しようとする者は、教授会の審議を経て学長が特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生については、この学則に定めるほか、別に定める。

第 52 条 公共機関または企業から本学における教育を委託された者は、教授会の審議を経て学長が委託生として入学を許可することがある。

第 53 条 外国人の入学志願者で、当該外国公館の証明を有し、本学での修学に堪える学力を有すると判定された者は、教授会の審議を経て学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

第 54 条 本学において特定の課題について研究を進めようとする者は、教授会の審議を経て学長が研究生として入学を許可することがある。

2 研究生については、この学則に定めるほか、別に定める。

第 55 条 科目等履修生および外国人留学生については、本章に規定するもののほか、別に定めるところによる。

2 委託生については、本章に規定するもののほか、他の各章の規定を準用する。

第 56 条 科目等履修生、委託生および外国人留学生は、正規の課程の学生と同じく学則その他一般の規則を守らなければならない。

第 12 章 職員組織

第 57 条 本学に学長、学部長、学科長、別科長、教授、准教授、講師および事務職員を置く。

2 本学に副学長、学長補佐、学長特別補佐、学科長補佐、助教、助手および技術職員を置くことができる。

第 58 条 学長は、本学を統轄し、これを代表する。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る。

3 学長補佐は、学長の命を受け特任事項を掌る。

4 学長特別補佐は、学長の命を受け特定の事項を掌る。

5 学部長は、当該学部の校務を掌る。

6 学科長は、当該学科の校務を掌る。

7 学科長補佐は、学科長の命を受け当該学科の校務を掌る。

8 別科長は、当該別科の校務を掌る。

9 教授・准教授・講師・助教は学生を教授し、その研究を指導するとともに、研究その他の職務に従事する。

10 助手は、教授・准教授・講師・助教の職務を助け、研究その他の職務に従事する。

第 13 章 運営会議および教授会

第 59 条 本学に、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、これを審議し、意見を述べるものとする。

(1) 教育研究に関する基本方針および教学運営上の全学的事項

(2) 教員の人事に関する事項

(3) 教授会の審議に関する基本的、共通的事項

(4) 各種分掌の組織および分掌内容に関する事項

(5) 学則、諸規程の制定・改廃および運用に関する事項

(6) その他、学長が必要と認めた重要事項

3 運営会議の審議を経て学長が決定した事項は、教授会に報告するものとする。

4 運営会議の組織および運営方法等については、別に定める八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議規程による。

第 60 条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長が意思決定を行うにあたり、次の各号について審議し、意見を述べるものとする。

(1) 教育課程に関する事項

(2) 前号にかかわる教育および指導に関する事項

(3) 研究活動に関する事項

(4) 学生の入学、卒業および学位の授与に関する事項

(5) 学生の休学、退学、転学および復学等に関する事項

(6) 試験および学業成績に関する事項

(7) 学生の生活指導および賞罰に関する事項

(8) その他、学長が必要と認めた事項

3 本条に定めるもののほか、教授会について必要な事項は、別に定める八戸学院大学教授会規程による。

第 61 条 削除

第62条 学長は、運営会議の審議を経て校務分掌を組織し、分掌事項を定める。

2 校務分掌に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 図書館、地域連携研究センター、八戸学院健康・スポーツ科学研究所および附属学校

第63条 本学に図書館を置く。

第64条 本学に、地域連携研究センターを置く。

第64条の2 本学に八戸学院健康・スポーツ科学研究所を置く。

第65条 学校法人光星学院の併設する学校のうち次の学校は、本学の専門教育および教職に関する専門科目の実施研究に資する。

- (1) 八戸学院光星高等学校
- (2) 八戸学院野辺地西高等学校

第66条 図書館、地域連携研究センターおよび附属学校に関する規程は別に定める。

第15章 学寮および厚生保健施設

第67条 本学に、学生寮その他学生の厚生保健のための施設を設けることがある。これらの施設の利用等については別に定める。

第16章 賞 罰

第68条 本学の目的および使命によく合致した学生は、教授会の審議を経て学長はこれを賞することができる。

第69条 本学の学生で、人物・学業成績等が特に優れた者を特待生とすることができる。

2 特待生については、別に定める。

第70条 本学の学則に違反し、またはその本分に反する行為があったときは教授会の審議を経て学長はこれを懲戒することができる。

第71条 懲戒の種類は、戒告、停学および退学とし、次の各号の一に該当する者に対しては、退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改心の見込みがないと認められた者
- (2) 学力劣等または疾病その他の事由により成業の見込みがない者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、そのほか学生として本分に反した者

第17章 公開講座

第72条 本学は、随時に公開講座を開設し、学生および一般市民の文化的向上に資する。

第18章 補 則

第73条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第74条 この学則の改正は、運営会議の審議を経て学長が決定し、理事会の承認を得なければならない。

附 則【省略】

別表1 (第8条の3関係)

教育課程表 (地域共創学部地域共創学科)

授業科目		単位数	必修単位数	選択単位数
リ ベ ラ ル ア ツ	導入教育	宗教学	2	
		地域文化論	2	
		基礎演習	2	
		プレゼンテーション	2	
		情報処理基礎	2	
		データサイエンス入門	2	
		日本語表現リテラシー	2	
		言語学		2
		英語 I		2
	英語 II		2	
	外国語を学ぶ領域	英語コミュニケーション		2
		英語 (TOEIC) I		2
		英語 (TOEIC) II		2
		ドイツ語 I		2
		ドイツ語 II		2
		韓国語		2
	日本語を学ぶ領域	中国語		2
		日本語 I		2
		日本語 II		2
日本語 III			2	
日本語 IV			2	
日本語 V			2	
人としてのあり方を学ぶ領域	日本語 VI		2	
	哲学		2	
	芸術論		2	
	デザイン論		2	
	心の科学		2	
	行動の科学		2	
社会のあり方を学ぶ領域	人間関係論		2	
	日本国憲法		2	
	政治学		2	
	社会学		2	
	国際関係論		2	
自然と科学を学ぶ領域	海外事情		2	
	自然科学概論		2	
	数学		2	
	スポーツの科学		2	
	スポーツ実技 I		1	
日本の文化と社会を学ぶ領域	スポーツ実技 II		1	
	防災と危機管理		2	
	日本文化 I		2	
	日本文化 II		2	
			2	
小計			14	72
専 門	キャリア教育	キャリアデザイン I		1
		キャリアデザイン II		1
		キャリアデザイン III		1
		キャリアデザイン IV		1
		職業英語		2
		インターンシップ I		2
		インターンシップ II		2
		情報と職業		2
		職業指導		2
	専門基礎科目	地域共創論		2
		経営学		2
		経済学入門		2
		法学概論		2
		簿記原理 I		2
		会計学原理		2
	専門基幹科目	コンピュータサイエンス		2
		金融入門		2
		日本経済論		2
		民法 I		2
情報社会論			2	
市民社会論			2	
簿記原理 II			2	
商業簿記 (中級)			2	
工業簿記 I			2	
財務諸表論			2	
情報処理応用			2	
統計学基礎			2	
統計学演習			2	
情報通信ネットワーク			2	
農業概論		2		

授業科目		単位数	必修単位数	選択単位数
教 育 展 開 科 目	専 門	アントレプレナーシップ入門		2
		観光学入門		2
		地域理解演習		2
		人的資源管理		2
		経営史		2
		地域産業論		2
		ファイナンシャルプランニング		2
		金融経済論		2
		リスク・マネジメント I		2
		リスク・マネジメント II		2
		ミクロ経済学		2
		公共経済学		2
		マクロ経済学		2
		経済政策論		2
		財政学		2
		民法 II		2
		民法 III		2
		商事法		2
		行政法		2
		行政学		2
		グローバル・ガバナンス		2
	ローカル・ガバナンス		2	
	地球環境問題		2	
	経営管理論		2	
	経営戦略論		2	
	経営科学		2	
	経営情報論		2	
	簿記演習 I		2	
	簿記演習 II		2	
	工業簿記 II		2	
	商業簿記 (上級)		2	
	経営分析論		2	
	地方公会計論		2	
	データベース設計		2	
	データベース実習		2	
	情報システム設計		2	
	情報システム開発		2	
	プログラミング		2	
	アプリケーション開発実習 I		2	
	アプリケーション開発実習 II		2	
	情報デザイン		2	
	マルチメディア I		2	
マルチメディア II		2		
ソーシャル・アントレプレナーシップ		2		
観光地域振興論		2		
観光学実務		2		
中小企業・ベンチャー企業論		2		
地域イノベーション・マネジメント		2		
マーケティング論		2		
地域マーケティング		2		
消費者行動論		2		
農業経済学		2		
農業経営学		2		
食料経済学		2		
水産経済論		2		
流通経済論		2		
イベントプランニング		2		
防災まちづくり		2		
スポーツまちづくり		2		
農山村まちづくり		2		
観光まちづくり		2		
専 門 研 究 科 目	研究演習 I		2	
	研究演習 II		2	
	研究演習 III		2	
	研究演習 IV		2	
	研究演習 V		2	
	研究演習 VI		2	
小計			28	162
合計			42	234

別表2 (第8条の3関係)

教育課程表 (人間健康科学部人間健康科学科)

授業科目		単位数	必修単位数	選択単位数
導入教育	宗教学		2	
	地域文化論		2	
	基礎演習		2	
	プレゼンテーション		2	
	情報処理基礎		2	
	データサイエンス入門		2	
	日本語表現リテラシー		2	
	言語学			2
外国語を学ぶ領域	英語 I		2	
	英語 II		2	
	英語コミュニケーション		2	
	英語 (TOEIC) I		2	
	英語 (TOEIC) II		2	
	ドイツ語 I		2	
	ドイツ語 II		2	
	韓国語		2	
	中国語		2	
	日本語を学ぶ領域			
日本語 I		2		
日本語 II		2		
日本語 III		2		
日本語 IV		2		
日本語 V		2		
日本語 VI		2		
人としてのあり方を学ぶ領域	哲学		2	
	芸術論		2	
	デザイン論		2	
	心の科学		2	
	行動の科学		2	
	人間関係論		2	
	日本国憲法		2	
	政治学		2	
	社会学		2	
	国際関係論		2	
社会のあり方を学ぶ領域	海外事情		2	
	自然科学を学ぶ領域			
	自然科学概論		2	
	数学		2	
	スポーツの科学		2	
	スポーツ実技 I		1	
	スポーツ実技 II		1	
	防災と危機管理		2	
	日本の文化と社会を学ぶ領域			
	日本文化 I		2	
日本文化 II		2		
日本社会 I		2		
日本社会 II		2		
小計			14	72
専 門	キャリア教育			
	キャリアデザイン I		1	
	キャリアデザイン II		1	
	インターンシップ I			2
	インターンシップ II			2
	専門基礎科目			
	健康科学総論		2	
	生命と倫理		2	
	健康栄養学		2	
	医学一般		2	
心理学		2		
解剖学		2		
衛生・公衆衛生学 I		2		
発達心理学			2	
医学一般 II			2	
専門基幹科目				
生理学(運動生理学含む)		2		
衛生・公衆衛生学 II		2		
小児保健		2		
精神保健		2		
生涯スポーツ論		2		
ヘルスエクスササイズ		2		
健康と運動処方		2		
栄養指導論		2		
栄養学(食品学を含む)		2		
人間環境論		2		
食生活論		2		
学校保健(学校安全を含む)		2		
救急処置(実習を含む)		2		
臨床心理学		2		
老人・障害者の心理		2		
介護概論		2		
地域スポーツ論		2		
運動と栄養		2		
スポーツバイオメカニクス		2		
トレーニング総論		2		
スポーツ心理学		2		
コーチング論		2		
スポーツ社会学		2		
生涯スポーツ演習 I		2		
生涯スポーツ演習 II		2		
健康スポーツ実習 I		2		
健康スポーツ実習 II		2		
体育原理		2		
運動学(運動方法学を含む)		2		

授業科目		単位数	必修単位数	選択単位数
教 育 展 開 科 目	基本実技			1
	水泳			1
	ダンス			1
	陸上競技			1
	ラグビー			1
	サッカー			1
	バスケットボール			1
	バレーボール・バドミントン			1
	テニス			1
	ソフトボール			1
	武道 I (柔道)			1
	武道 II (剣道・弓道)			1
	器械体操			1
	スキー			1
	スケート			1
	養護概説			2
	看護学			2
	微生物学			2
	免疫学			2
	健康相談活動の理論および方法			2
	看護実践論			2
	看護技術演習			2
	看護学臨床実習 I			2
	看護学臨床実習 II			2
	薬理概論			2
	健康心理学			2
	児童心理学			2
	認知心理学			2
	感情心理学			2
	青年心理学			2
	心理学研究法			2
	社会心理学			2
	心理統計学 I			2
	心理統計学 II			2
	心理学基礎実験			2
	ヘルスカウンセリング			2
	心理学実習			2
	社会福祉の原理と政策 I			2
	社会福祉の原理と政策 II			2
	社会福祉調査の基礎			2
ソーシャルワークの基盤と専門職 I			2	
ソーシャルワークの基盤と専門職 II			2	
ソーシャルワークの理論と方法 I			2	
ソーシャルワークの理論と方法 II			2	
ソーシャルワークの理論と方法 III			2	
ソーシャルワークの理論と方法 IV			2	
地域福祉と包括的支援体制 I			2	
地域福祉と包括的支援体制 II			2	
福祉サービスの組織と経営			2	
社会保障 I			2	
社会保障 II			2	
高齢者福祉			2	
障害者福祉			2	
児童・家庭福祉			2	
貧困に対する支援			2	
保健医療と福祉			2	
権利擁護を支える法制度			2	
刑事司法と福祉			2	
ソーシャルワーク演習 I			2	
ソーシャルワーク演習 II			2	
ソーシャルワーク演習 III			2	
ソーシャルワーク演習 IV			2	
ソーシャルワーク演習 V			2	
ソーシャルワーク実習指導 I			1	
ソーシャルワーク実習指導 II			1	
ソーシャルワーク実習指導 III			1	
ソーシャルワーク実習 I			2	
ソーシャルワーク実習 II			4	
福祉フィールドワーク演習			2	
福祉フィールドワーク実習			2	
国際社会福祉論			2	
健康科学実習			2	
研究演習 I		2		
研究演習 II		2		
研究演習 III		2		
研究演習 IV		2		
研究演習 V		2		
研究演習 VI		2		
卒業研究 I			2	
卒業研究 II			2	
小計			28	198
合計			42	270

別表3 (第8条の3関係)

教育課程表(看護学部看護学科)

授業科目		単位数	必修 単位数	選択 単位数		
リ バ ラ ル ア ツ	導入教育	宗教学	2			
		地域文化論	2			
		基礎演習	2			
		プレゼンテーション	2			
		情報処理基礎	2			
		データサイエンス入門	2			
		日本語表現リテラシー	2			
		言語学		2		
		英語 I		2		
	英語 II		2			
	英語コミュニケーション		2			
	英語(TOEIC) I		2			
	英語(TOEIC) II		2			
	ドイツ語 I		2			
	ドイツ語 II		2			
	韓国語		2			
	中国語		2			
	日本語を学ぶ領域	日本語 I	2			
		日本語 II	2			
	日本語 III	2				
	日本語 IV	2				
	日本語 V	2				
	日本語 VI	2				
人としてのあり方を学ぶ領域	哲学		2			
	芸術論		2			
	デザイン論		2			
	心の科学		2			
	行動の科学		2			
	人間関係論		2			
	日本国憲法		2			
	社会のあり方を学ぶ領域	政治学		2		
		社会学		2		
		国際関係論		2		
海外事情			2			
自然と科学を学ぶ領域	自然科学概論		2			
	数学		2			
	スポーツの科学		2			
	スポーツ実技 I		1			
	スポーツ実技 II		1			
	防災と危機管理		2			
日本の文化と社会を学ぶ領域	日本文化 I		2			
	日本文化 II		2			
	日本社会 I		2			
	日本社会 II		2			
	小計		14	72		
専 門 基 礎 科 目	専門導入科目	看護教育のための生物基礎	1			
		看護教育のための化学基礎		1		
	人間と健康	生命と倫理		2		
		発達心理学		2		
		解剖生理学 I		2		
		解剖生理学 II		2		
		病態学 I		2		
		病態学 II		2		
		病態学 III		2		
		病態学 IV		2		
		薬理学		2		
		栄養学		1		
		微生物学		1		
		環境と健康	社会福祉論		1	
			公衆衛生学		1	
			疫学		2	
			保健統計学 I		1	
			保健統計学 II			1
			保健医療福祉行政論 I		1	
			保健医療福祉行政論 II			1
保健医療福祉行政論 III			1			
専 門 教 育	看護の基本	看護学概論	2			
		日常生活援助論	2			
		回復促進援助論	2			
		看護過程論	2			
		コミュニケーション論	1			
		ヘルスアセスメント	1			
		看護倫理	1			
		基礎看護学実習 I	1			
		基礎看護学実習 II	1			
		基礎看護学実習 III	2			
	①	成人看護学概論	2			
		成人看護援助論 I	2			
		成人看護援助論 II	2			
		急性期・周手術期看護実習	3			
		慢性期看護実習	3			

授業科目		単位数	必修 単位数	選択 単位数		
育 科 目	②	高齢者看護学概論	2			
		高齢者看護援助論	2			
		高齢者生活支援看護実習	3			
		③	小児看護学概論	2		
			小児看護援助論	2		
			小児看護学実習 I	1		
			小児看護学実習 II	1		
			④	母性看護学概論	2	
				母性看護援助論	2	
		母性看護学実習		2		
		⑤		精神看護学概論	2	
			精神看護援助論	2		
	精神看護学実習		2			
	⑥		地域保健学	1		
		地域・在宅看護学概論	2			
		地域・在宅看護援助論	2			
		地域・在宅看護実習	2			
		へき地看護活動論	1			
		看護の統合・発展	統合看護論	1		
	チーム医療論		1			
	医療安全論		1			
	看護管理論		1			
	看護教育論			1		
	家族看護論		1			
	救急看護			1		
	リハビリテーション看護			1		
	緩和ケア論			1		
	災害看護活動論		1			
	国際看護活動論		1			
	統合看護実習		2			
	公衆衛生看護		公衆衛生看護学概論 I		1	
			公衆衛生看護学概論 II		1	
		公衆衛生看護支援論 I		2		
		公衆衛生看護支援論 II		2		
		公衆衛生看護活動展開論 I		2		
		公衆衛生看護活動展開論 II		2		
		公衆衛生看護管理論		1		
		公衆衛生看護支援実習		1		
	看護の研究	公衆衛生看護学実習 I		1		
		公衆衛生看護学実習 II		3		
看護学研究法		2				
	看護卒業研究	2				
小計			100	24		
合計			114	96		

注) 表中の○数字は、次のことをいう。
 ① 看護の展開・成人看護
 ② 看護の展開・高齢者看護
 ③ 看護の展開・小児看護
 ④ 看護の展開・母性看護
 ⑤ 看護の展開・精神看護
 ⑥ 看護の統合・地域・在宅看護

別表4 (第13条関係)

教職教育課程表

授業科目	単位数	必修 単位数	選択 単位数
教育原理	2		
教職概論	2		
教育行政	2		
教育心理学	2		
特別支援の理解	1		
教育課程論	2		
道德教育の理論と実践			2
総合的な学習の時間の指導法	2		
特別活動論	2		
教育方法論(ICT活用含む)	2		
生徒指導論	2		
教育相談	2		
進路指導論	1		
教育実習A			3
教育実習B			2
教育実習C			5
養護実習			5
教職実践演習(小中高)			2
教職実践演習(養)			2
商業科教育法A			2
商業科教育法B			2
情報科教育法A			2
情報科教育法B			2
保健体育科教育法A			2
保健体育科教育法B			2
保健体育科教育法C			2
保健体育科教育法D			2
看護科教育法A			2
看護科教育法B			2
国語科教育法			1
社会科教育法			1
算数科教育法			1
理科教育法			1
生活科教育法			1
音楽科教育法			1
図画工作科教育法			1
家庭科教育法			1
初等保健体育科教育法			1
英語科教育法			1

別表5 (第44条関係)

受験料・入学金および学費

1. 受験料・入学金

(単位:円)

受験料	30,000
入学金	270,000

※ただし、大学入学共通テスト成績利用入学試験の受験料は、15,000円とする。

2. 学費

(単位:円)

区分	地域共創学部		人間健康科学部		看護学部		
	地域共創学部		人間健康科学部		看護学部		
	授業料	教育費	授業料	教育費	授業料	教育費	実習教育費
1年次	670,000	336,000	670,000	346,000	800,000	346,000	240,000
2年次	670,000	336,000	670,000	346,000	800,000	346,000	240,000
3年次	670,000	336,000	670,000	346,000	800,000	346,000	240,000
4年次	670,000	336,000	670,000	346,000	800,000	346,000	240,000

八戸学院大学履修規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、八戸学院大学（以下「本学」という。）学則（以下「学則」という。）第10条第2項に基づき、本学で開設する授業科目等の履修の仕方について定めることを目的とする。

第2章 開設科目の学修目的

(教育の展開)

第2条 地域共創学部地域共創学科については、経営学、経済学、法学、簿記、会計、コンピュータの各領域に関する専門教育を基礎に置き、教育の展開にあたっては、次の2つの視点をおく。

- (1) 地域社会のあらゆる領域で経営に携わることができるように、地域共創学部での学びを通じて、社会で実践するための汎用力を身につける。
- (2) 地域活動やフィールドワーク等への参加を通じて、経営に携わるために必要な積極性を身につける。

2 人間健康学部人間健康科学科については、「人間の理解」と「健康の理解」について学習する専門教育を基礎に置き、教育の展開にあたっては、次の2つの視点をおく。

- (1) 健康と医療の基礎知識から教育面や政策に至るまで、医学・体育・心理・看護・福祉・環境・栄養等の幅広い分野の研究・指導・実践ができる能力を身につける。
- (2) スポーツ科学や健康保持・増進のための理論と方法の学びを基盤とし、人々の生活の質の向上のための知識と科学的な手法を身につける。

3 看護学部看護学科については、看護職（看護師・保健師）としてももの見方や考え方および基本となる「看護技術」と「看護方法」に基礎を置き、教育の展開にあたっては、次の2つの視点をおく。

- (1) 幅広い教養と豊かな人間性や倫理観および人間や社会を多面的に理解し、科学的な根拠に基づき看護を実践するために必要な基礎的知識を身につける。
- (2) 看護の対象と生活を理解し、健康状態に応じた基本的な実践能力を身につける。
- (3) 保健医療福祉の一員として多職種と連携・協働して、看護を探究する能力を身につける。

(リベラルアーツ)

第3条 リベラルアーツについては、「幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」（大学設置基準第19条第2項）ために、総合的な思考力・判断力・問題解決能力を養うことを目的として専門教育科目と併行して主として1年次・2年次に学修する。

(専門教育科目)

第4条 地域共創学部地域共創学科については、地域社会のあらゆる領域で経営に携わるための職業イメージを念頭においた3つのコース（「公共政策コース」、「企業経営コース」、「地域産業コース」）を設定する。また、これらの3つのコースに属する職業を遂行するために必要な知識を身につけることができるよう、各コースの基礎となる科目を配置する。「公共政策コース」には、経済学、金融、行政、財政、法律、社会学に関連する科目を配置し、「企業経営コース」では、経営学、会計・簿記、情報に関連する科目を配置し、「地域産業コース」には、アントレプレナーシップ、マーケティング、イノベーション、農業、水産業に関連する科目の他、地域のあらゆる諸課題を解決する力を身につける「まちづくり」と称した科目を配置している。学生は各自の職業イメージ・進路目標にそって各コースの科

目を中心に選択履修する。

- 2 人間健康科学部人間健康科学科については、こころとからだに関する健康科学の教養を深めるための学科必修科目と、医療・体育・心理・看護・福祉・環境・栄養等の幅広い分野の基礎と実践力を身につけるための選択科目を配置している。また、現代社会の健康ニーズに対応できる能力の育成を目指して「健康管理士コース」「健康スポーツコース」「健康教育コース」「健康心理コース」「健康福祉コース」の5コースをおき、資格・免許の取得のために「健康管理士コース」には「健康管理士一般指導員」、「健康スポーツコース」には「トレーニング指導者」「スポーツコーチングリーダー」、「健康教育コース」には「教育職（保健体育）」「教育職（養護・保健・看護）」、「健康心理コース」には「認定心理士」、「健康福祉コース」には「社会福祉士」を取得可能となる課程を設けている。学生は各自の進路目標にそって各々のコースの科目を中心に選択履修する。
- 3 看護学部看護学科については、学生に習得させる具体的な能力として「看護師としてのものの見方や考え方および基本となる看護技術と健康的な生活を整えるための看護方法」および「理論に基づいた看護実践のための方法と個別な対象への適切な援助のための方法」、「様々な健康状態にある人々および多様な場で看護を必要とする人々に対する看護の内容」、「看護実践に研究成果を活用することなど看護師として生涯学び続け、自己研鑽する態度」を身につけるための科目群として、「看護の基本」、「看護の展開」、「看護の統合・看護の発展」、「看護の研究」、「公衆衛生看護」の5領域を開設する。

（教職専門科目）

第5条 高等学校一種（商業、情報、保健体育、保健、看護）、中学校一種（保健体育、保健）、養護教諭一種、小学校教諭二種の教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者を対象として、「教職に関する専門科目」を開設する。

第3章 履修方法

（授業科目の履修）

第6条 学生は学則およびこの履修規程に定めるところにより、授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

（ Semester制）

第7条 本学は、教育の目的を達成するために、各学年を春学期、秋学期の2期に分け、原則として学期ごとに授業を完結し、成績評価を行う Semester制で教育を行う。大学4年間で合計8 Semesterの学期に区分し、それぞれの Semesterごとに履修すべき科目、履修を推奨する科目を開設する。

- 2 第1学年次入学生が最初に履修する学期を第1 Semesterとし、以降学生は第8 Semesterまでの学期を順に履修する。
- 3 授業科目を開講する Semesterは、別表1、別表2、別表3および別表4のとおりとする。ただし、諸事情により開講する Semesterは変更されることがある。

（履修単位の上限）

第8条 各学期（第1 Semesterから第8 Semester）において履修することのできる科目の単位数は、各25単位以内とする。ただし、看護学科においては、第1 Semesterから第4 Semesterに限って履修することのできる科目の単位数は、各28単位以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、各学期に集中して行われる講義、教職に関する専門科目、保健師養成課程における「公衆衛生看護」の科目群に関する科目は履修単位の上限に含まれない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められる学生および特別の理由が認められた学生については、教授会の審議を経て、学長が上限を超えた履修科目の登録を認めることがある。

(履修時期の制限)

第9条 在籍する学期で履修することができる科目は、第1セメスターから当該セメスターまでに配当されている科目とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められる学生については、教授会の審議を経て、学長が高次のセメスターで開講される科目の履修を認めることがある。

(標準修得単位数)

第10条 1年次から3年次の各学年終了時点で、修得すべき標準的な累積単位数は、次のとおりとする。ただし、教職に関する専門科目は含まない。

- ・ 1年次 31単位
- ・ 2年次 62単位
- ・ 3年次 93単位

(履修指導)

第10条の2 1年次から3年次の各学年終了時点で、次の者は履修指導を受けなければならない。

- ・ 修得した累積単位数が、前条の修得すべき標準的な累積単位数に満たない者または累積GPAが1未満の者
- 2 前項にかかわらず、教授会の審議を経て、学長が履修指導の対象者から外すことがある。

(高等教育段階の教育費負担軽減新制度)

第10条の3 文部科学省による高等教育段階の教育費負担軽減新制度の支援対象者にあつては、次の場合に支援を打ち切る。

- ・ 修得した累積単位数が、第10条の標準修得単位数の6割（1年次19単位 2年次38単位 3年次56単位）以下
 - ・ 2年連続で警告を受けた者
 - ・ 4年間で卒業に要する単位数を満たすことができないと判断された者
 - ・ 出席率が6割以下など、学習意欲が低いと判断された者
- 2 前項に規定する警告を受けた者とは、以下の者をいう。
 - ・ 修得した累積単位数が、第10条に規定する修得すべき標準的な累積単位数の7割（1年次22単位 2年次44単位 3年次66単位）以下の者
 - ・ 各学年におけるGPA値が、所属する学科の同学年中の順位が下位4分の1の者
 - ・ 出席率が8割以下など、学習意欲が低いと判断された者

(リベラルアーツの履修)

第11条 地域共創学部地域共創学科のリベラルアーツの履修方法については、次のとおりとする。

- (1) 「導入教育」区分に配当されている宗教学、地域文化論、基礎演習、プレゼンテーション、情報処理基礎、データサイエンス入門、日本語表現リテラシーの7科目14単位は必ず履修し単位を修得しなければならない。
 - (2) 「リベラルアーツ」区分に配当されている科目については30単位修得しなければならない。30単位には英語・ドイツ語のいずれかの言語についての4単位を含むものとする。ただし、外国人留学生については英語・ドイツ語に代えて、「日本語を学ぶ領域」区分に配当されている科目より4単位とすることができる。
 - (3) 「日本語を学ぶ領域」および「日本の文化と社会を学ぶ領域」区分に配当されている科目については、外国人留学生のみ履修できるものとする。
- 2 人間健康科学部人間健康科学科のリベラルアーツの履修方法については、次のとおりとする。
 - (1) 「導入教育」区分に配当されている宗教学、地域文化論、基礎演習、プレゼンテーション、情報処理基礎、データサイエンス入門、日本語表現リテラシーの7科目14単位は必ず履修し単位を修得しなければならない。
 - (2) 「リベラルアーツ」区分に配当されている科目については30単位以上修得しなければならない。30単位には英

語・ドイツ語のいずれかの言語についての4単位を含むものとする。ただし、外国人留学生については英語・ドイツ語に代えて、「日本語を学ぶ領域」区分に担当されている科目より4単位とすることができる。

- (3) 「日本語を学ぶ領域」および「日本の文化と社会を学ぶ領域」区分に担当されている科目については、外国人留学生のみ履修できるものとする。
 - (4) 「自然と科学を学ぶ領域」区分に担当されている自然科学概論2単位を履修し単位を修得しなければならない。
- 3 看護学部看護学科のリベラルアーツの履修方法については、次のとおりとする。
- (1) 「導入教育」区分に担当されている宗教学、地域文化論、基礎演習、プレゼンテーション、情報処理基礎、データサイエンス入門、日本語表現リテラシーの7科目14単位は必ず履修し単位を修得しなければならない。
 - (2) 「外国語を学ぶ領域」区分に担当されている英語・ドイツ語のいずれかの言語について2科目4単位を履修し単位を修得しなければならない。ただし、外国人留学生については英語・ドイツ語に代えて、「日本語を学ぶ領域」区分に担当されている科目より2科目4単位とすることができる。
 - (3) 「人としてのあり方を学ぶ領域」区分に担当されている科目の中から1科目2単位を履修し単位を修得しなければならない。
 - (4) 「社会のあり方を学ぶ領域」区分に担当されている科目の中から2科目4単位を履修し単位を修得しなければならない。
 - (5) 「自然と科学を学ぶ領域」区分に担当されている科目の中から1科目2単位を履修し単位を修得しなければならない。
 - (6) 「リベラルアーツ」区分に担当されている科目については28単位以上修得しなければならない。
 - (7) 「日本語を学ぶ領域」および「日本の文化と社会を学ぶ領域」区分に担当されている科目については、外国人留学生のみ履修できるものとする。

(専門教育科目の履修)

第12条 地域共創学部地域共創学科の専門教育科目の履修方法については、次のとおりとする。

- (1) 「キャリア教育」区分に担当されているキャリアデザインⅠ、キャリアデザインⅡの2科目2単位は、必ず履修し単位を修得しなければならない。
 - (2) 「専門基礎科目」区分に担当されている地域共創論、経営学、経済学入門、法学概論、簿記原理Ⅰ、会計学原理、コンピュータサイエンスの7科目14単位は、必ず履修し単位を修得しなければならない。
 - (3) 「専門研究科目」区分に担当されている研究演習Ⅰ、研究演習Ⅱ、研究演習Ⅲ、研究演習Ⅳ、研究演習Ⅴ、研究演習Ⅵの6科目12単位は、必ず履修し単位を修得しなければならない。
 - (4) 「専門基幹科目」区分に担当されている20科目40単位のうち、学生の所属する研究演習および将来の希望進路等に応じて、11科目22単位を必ず履修し単位を修得しなければならない。
 - (5) 第1号から第4号の規定により修得すべき科目の他に専門教育科目については44単位修得しなければならない。
 - (6) 教職課程履修者に限り「キャリア教育」区分の情報と職業、職業指導の単位を前号の44単位に含めることができる。
- 2 研究演習に所属する学生は特定の分野・テーマについての指導を受け、卒業年次にはその研究成果をまとめなければならない。

第12条の2 人間健康科学部人間健康科学科の専門教育科目の履修方法については、次のとおりとする。

- (1) 「キャリア教育」区分に担当されているキャリアデザインⅠ、キャリアデザインⅡの2科目2単位は、必ず履修し単位を修得しなければならない。
- (2) 「専門基礎科目」区分に担当されている健康科学総論、生命と倫理、健康栄養学、医学一般、心理学、解剖学、衛生・公衆衛生学Ⅰの7科目14単位は、必ず履修し単位を修得しなければならない。
- (3) 「専門研究科目」区分に担当されている研究演習Ⅰ、研究演習Ⅱ、研究演習Ⅲ、研究演習Ⅳ、研究演習Ⅴ、研究演習Ⅵの6科目12単位は、必ず履修し単位を修得しなければならない。

(4) 前号の必修科目以外の専門教育科目（専門展開科目）については 66 単位修得しなければならない。なお、詳細は以下のとおりである。

- ① 「健康教育コース」の保健体育の教職課程履修者に限り、基本実技、水泳、ダンス、陸上競技、ラグビー、サッカー、バスケットボール、バレーボール・バドミントン、テニス、ソフトボール、武道Ⅰ（柔道）、武道Ⅱ（剣道・弓道）、器械体操、スキー、スケートの 15 科目 15 単位の履修を可とし、本号の 66 単位に含めることができる。
- ② 「健康福祉コース」は、定員を 20 名とする。ただし、社会福祉に関する科目を定める省令（平成 20 年 3 月 24 日 文部科学省・厚生労働省令第 3 号）で指定された専門教育科目のうちソーシャルワーク演習（Ⅰ～Ⅴ）、ソーシャルワーク実習指導（Ⅰ～Ⅲ）、ソーシャルワーク実習（Ⅰ～Ⅱ）の 10 科目については、履修を希望する学生が 20 名を超えた場合は当該学生の学業成績および面接等により履修者を選抜することとし、履修人数を制限する。
- ③ 卒業論文指導を希望する学生は、4 年次に研究演習Ⅴおよび研究演習Ⅵとは別に、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱの 2 科目 4 単位を履修すること。

2 研究演習に所属する学生は特定の分野・テーマについての指導を受け、卒業年次にはその研究成果をまとめなければならない。

（ソーシャルワーク実習の履修）

3 人間健康科学部人間健康科学科のソーシャルワーク実習の履修方法については、次のとおりとする。

(1) ソーシャルワーク実習科目の履修要件を満たさない学生は、ソーシャルワーク実習Ⅰ、ソーシャルワーク実習Ⅱを履修することができない。なお、詳細については、以下のとおりである。

- ① リベラルアーツの「社会のあり方を学ぶ領域」区分に担当されている社会学の単位を修得していること。
- ② 専門教育科目の「専門基礎科目」区分に担当されている医学一般、心理学の単位を修得していること。
- ③ 専門教育科目の専門展開科目「健康福祉コース」区分に担当されている社会福祉の原理と政策Ⅰ、社会福祉の原理と政策Ⅱ、社会福祉調査の基礎、ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ、ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ、ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ、ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ、ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ、地域福祉と包括的支援体制Ⅰ、地域福祉と包括的支援体制Ⅱ、福祉サービスの組織と経営、社会保障Ⅰ、社会保障Ⅱ、高齢者福祉、障害者福祉、児童・家庭福祉、貧困に対する支援、保健医療と福祉、権利擁護を支える法制度、刑事司法と福祉、ソーシャルワーク演習Ⅰ、ソーシャルワーク演習Ⅱ、ソーシャルワーク演習Ⅲの単位を原則として修得していること。
- ④ 専門教育科目の専門展開科目「健康福祉コース」区分に担当されている福祉サービスの組織と経営、ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ、ソーシャルワーク演習Ⅲ、ソーシャルワーク演習Ⅳ、ソーシャルワーク演習Ⅴ、ソーシャルワーク実習指導Ⅰ、ソーシャルワーク実習指導Ⅱ、ソーシャルワーク実習指導Ⅲ、ソーシャルワーク実習Ⅰ、ソーシャルワーク実習Ⅱを修得見込みであること。

(2) ソーシャルワーク実習Ⅰ、ソーシャルワーク実習Ⅱを履修している学生は、実習期間中は所定の実習日誌（毎日の記録）、各週中間報告書、出勤簿、訪問・帰校日における指導記録（学生用）の記載および押印を必ず行わなければならない。

(3) ソーシャルワーク実習Ⅰ、ソーシャルワーク実習Ⅱを履修している学生は、実習終了後、前号に示している書類を速やかに本科目担当教員へ提出しなければならない。

（看護師養成課程の履修）

第 12 条の 3 看護学部看護学科の専門教育科目の履修方法については、次のとおりとする。

(1) 「専門導入科目」区分に担当されている看護教育のための生物基礎の 1 科目 1 単位を履修し単位を修得しなければならない。

(2) 「人間と健康」区分に担当されている生命と倫理、発達心理学、解剖生理学Ⅰ、解剖生理学Ⅱ、病態学Ⅰ、病態

学Ⅱ、病態学Ⅲ、病態学Ⅳ、薬理学、栄養学、微生物学の 11 科目 20 単位を必ず履修し単位を修得しなければならない。

- (3) 「環境と健康」区分に配当されている社会福祉論、公衆衛生学、疫学、保健統計学Ⅰ、保健医療福祉行政論Ⅰの 5 科目 6 単位を必ず履修し単位を修得しなければならない。
 - (4) 「看護の基本」区分に配当されている看護学概論、日常生活援助論、回復促進援助論、コミュニケーション論、ヘルスアセスメント、看護倫理、看護過程論、基礎看護学実習Ⅰ、基礎看護学実習Ⅱ、基礎看護学実習Ⅲの 10 科目の 15 単位を必ず履修し単位を修得しなければならない。
 - (5) 「看護の展開・成人看護」区分に配当されている成人看護学概論、成人看護援助論Ⅰ、成人看護援助論Ⅱ、急性期・周手術期看護実習、慢性期看護実習の 5 科目 12 単位を必ず履修し単位を修得しなければならない。
 - (6) 「看護の展開・高齢者看護」区分で配当されている高齢者看護学概論、高齢者看護援助論、高齢者生活支援看護実習の 3 科目 7 単位を必ず履修し単位を修得しなければならない。
 - (7) 「看護の展開・小児看護」区分に配当されている小児看護学概論、小児看護援助論、小児看護学実習Ⅰ、小児看護学実習Ⅱの 4 科目 6 単位を必ず履修し単位を修得しなければならない。
 - (8) 「看護の展開・母性看護」区分に配当されている母性看護学概論、母性看護援助論、母性看護学実習の 3 科目 6 単位を必ず履修し単位を修得しなければならない。
 - (9) 「看護の展開・精神看護」区分に配当されている精神看護学概論、精神看護援助論、精神看護学実習の 3 科目 6 単位を必ず履修し単位を修得しなければならない。
 - (10) 「看護の統合・地域・在宅看護」区分に配当されている地域保健学、地域・在宅看護学概論、地域・在宅看護援助論、地域・在宅看護実習、へき地看護活動論の 5 科目 8 単位を必ず履修し単位を修得しなければならない。
 - (11) 「看護の統合・看護の発展」区分に配当されている統合看護論、チーム医療論、医療安全論、看護管理論、家族看護論、災害看護活動論、国際看護活動論、統合看護実習の 8 科目 9 単位を必ず履修し単位を修得しなければならない。
 - (12) 「看護の研究」区分に配当されている看護学研究法、看護卒業研究の 2 科目 4 単位を必ず履修し単位を修得しなければならない。
 - (13) 看護師国家試験受験希望者は、卒業要件を満たし、「専門教育科目」区分に配当されている必修科目をすべて履修し単位を修得しなければならない。
- 2 看護卒業研究に所属する学生は特定分野・テーマについての指導を受け、卒業年次にはその研究成果をまとめなければならない。

(保健師養成課程の履修)

- 3 看護学部看護学科の保健師養成課程の履修方法については、次のとおりとする。
 - (1) 保健師養成課程の定員は 20 名とする。2 年次終了時の学業成績、選抜試験により履修者を選抜するものとする。
 - (2) 保健師国家試験受験希望者は、卒業要件を満たし、専門基礎科目の「環境と健康」の科目群から保健統計学Ⅱ、保健医療福祉行政論Ⅱ、保健医療福祉行政論Ⅲ、「公衆衛生看護」の科目群から公衆衛生看護学概論Ⅰ、公衆衛生看護学概論Ⅱ、公衆衛生看護支援論Ⅰ、公衆衛生看護支援論Ⅱ、公衆衛生看護活動展開論Ⅰ、公衆衛生看護活動展開論Ⅱ、公衆衛生看護管理論、公衆衛生看護支援実習、公衆衛生看護学実習Ⅰ、公衆衛生看護学実習Ⅱの 13 科目 19 単位を必ず履修し単位を修得しなければならない。
 - (3) 保健師養成課程履修者は、履修届を提出すると同時に、履修料を納入しなければならない。履修料は、50,000 円とする。

(臨地実習の履修)

- 4 看護学部看護学科の臨地実習等の履修方法については、次のとおりとする。
 - (1) 臨地実習の履修に際しては、所定の誓約書（別紙 1 および別紙 2）を提出しなければならない。
 - (2) 臨地実習科目の履修要件を満たさない学生は、臨地実習を履修することができない。なお、詳細については、以

下のとおりである。

- ① 基礎看護学実習Ⅰにおいては、看護学概論、日常生活援助論、コミュニケーション論の単位を修得または修得見込みであること。
- ② 基礎看護学実習Ⅱにおいては、基礎看護学実習Ⅰ、回復促進援助論、ヘルスアセスメント、看護倫理の単位を修得していること。
- ③ 基礎看護学実習Ⅲにおいては、基礎看護学実習Ⅰ、基礎看護学実習Ⅱ、看護過程論の単位を修得または修得見込みであること。
- ④ 急性期・周手術期看護実習、慢性期看護実習においては、基礎看護学実習Ⅰ、基礎看護学実習Ⅱ、基礎看護学実習Ⅲおよび成人看護学概論、成人看護援助論Ⅰ、成人看護援助論Ⅱの単位を修得していること。
- ⑤ 高齢者生活支援看護実習においては、基礎看護学実習Ⅰ、基礎看護学実習Ⅱ、基礎看護学実習Ⅲおよび高齢者看護学概論、高齢者看護援助論の単位を修得していること。
- ⑥ 小児看護学実習Ⅰ、小児看護学実習Ⅱにおいては、基礎看護学実習Ⅰ、基礎看護学実習Ⅱ、基礎看護学実習Ⅲおよび小児看護学概論、小児看護援助論の単位を修得していること。
- ⑦ 母性看護学実習においては、基礎看護学実習Ⅰ、基礎看護学実習Ⅱ、基礎看護学実習Ⅲおよび母性看護学概論、母性看護援助論の単位を修得していること。
- ⑧ 精神看護学実習においては、基礎看護学実習Ⅰ、基礎看護学実習Ⅱ、基礎看護学実習Ⅲおよび精神看護学概論、精神看護援助論の単位を修得していること。
- ⑨ 地域・在宅看護実習においては、基礎看護学実習Ⅰ、基礎看護学実習Ⅱ、基礎看護学実習Ⅲおよび地域・在宅看護学概論、地域・在宅看護援助論の単位を修得していること。
- ⑩ 統合看護実習においては、基礎看護学実習Ⅰ、基礎看護学実習Ⅱ、基礎看護学実習Ⅲおよび統合看護論、医療安全論、看護管理論の単位を修得していること。
- ⑪ 公衆衛生看護支援実習においては、基礎看護学実習Ⅰ、基礎看護学実習Ⅱ、基礎看護学実習Ⅲおよび公衆衛生看護学概論Ⅰ、公衆衛生看護学概論Ⅱ、公衆衛生看護支援論Ⅰ、公衆衛生看護活動展開論Ⅰ、公衆衛生看護管理論の単位を修得していること。公衆衛生看護学実習Ⅰ、公衆衛生看護学実習Ⅱにおいては、公衆衛生看護支援論Ⅰ、公衆衛生看護支援論Ⅱ、公衆衛生看護活動展開論Ⅱの単位を修得していること。
- ⑫ 実習期間中に実習生としての本分に反する行為があると判断された場合は、臨地実習の履修を取り消す場合がある。

(他学部・学科開設科目の履修)

第13条 学生は他の学部・学科で開設する「専門教育科目」区分の授業科目を履修することができる。なお、履修時期については第9条を準用する。

- 2 他学部・学科履修により取得した単位は、それぞれ「専門教育科目」区分の必要単位数に算入できる。ただし、算入できる単位数は30単位を限度とする。

(単位認定資格等)

第14条 学則第21条第2項および第23条第2項の規定に基づき、文部科学大臣が別に定める学修のうち別表5および別表6に掲げる資格等については本学における授業科目とみなし、単位を与える。

- 2 単位認定を希望する者は、資格等を証明する書類を添えて所定の手続きをしなければならない。

(教職専門科目の履修)

第15条 教職専門科目の履修については、八戸学院大学教職課程履修規程による。

(授業時間)

第16条 授業時間は各時限90分とし、1日5時限とする。

- 2 各時限の授業時間帯および Semester ごとの授業回数は次のとおりとする。ただし、事情により臨時に変更される場合がある。

時 限	時 間 帯	回 数
第 1 時限	8:50～10:20	1 5 回
第 2 時限	10:30～12:00	1 5 回
第 3 時限	12:50～14:20	1 5 回
第 4 時限	14:30～16:00	1 5 回
第 5 時限	16:10～17:40	1 5 回

(履修届の提出)

第 17 条 本学学生は、学則第 14 条第 2 項に基づき当該学期に履修する科目を選択し、指定期日までに教務課に届け出なければならない。

- 2 提出された履修届の訂正は、本学が指定する期間内に限り認められる。
- 3 本学が単位互換協定を締結している大学等の単位互換対象科目を履修しようとする者は、本学が定めた期日までに単位互換科目に係る履修届を提出しなければならない。
- 4 次の授業科目を履修する場合は、実習教育費を納入しなければならない。

授業科目	実習教育費
看護学臨床実習 I	10,000 円
看護学臨床実習 II	10,000 円
ソーシャルワーク実習 I	25,000 円
ソーシャルワーク実習 II	45,000 円

- 5 前項以外の履修科目においても、実習費その他教育に必要な費用を徴収することがある。

第 4 章 仮進級・退学勧告

(仮進級)

第 18 条 原則として 1 年次から 3 年次の各学年終了時点で、修得した累積単位数が修得すべき標準的な累積単位数に満たない者または累積 GPA が 1 未満の者は仮進級扱いとする。

(退学勧告)

第 19 条 2 年連続で仮進級扱いとなった者には、退学を勧告する。

- 2 前項にかかわらず、教授会の審議を経て、学長が退学勧告の対象から外すことがある。

第 5 章 履修規程の改廃

(規程の改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議の審議を経て学長が決定する。

附 則【省略】

別表2 (第7条関係)

教育課程表 (人間健康科学部人間健康科学科)

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	セメスター								備考		
				1	2	3	4	5	6	7	8			
リベラルアーツ	導入教育	2	2											
	宗教学	2		2										
	地域文化論	2			2									
	基礎演習	2		2										
	プレゼンテーション	2			2									
	情報処理基礎	2		2										
	データサイエンス入門	2		2										
	日本語表現リテラシー	2		2										
	言語学		2		2									
	外国語を学ぶ		2	2										
	英語 I		2	2										
	英語 II		2		2									
	英語コミュニケーション		2			2								
	英語(TOEIC) I		2			2								
	英語(TOEIC) II		2				2							
	ドイツ語 I		2	2										
	ドイツ語 II		2		2									
	韓国語		2			2								
中国語		2			2									
学ぶ領域を		2	2											
日本語 I		2	2											
日本語 II		2	2											
日本語 III		2		2										
日本語 IV		2		2										
日本語 V		2				2								
日本語 VI		2				2								
人としてのあり方		2			2									
哲学		2			2									
芸術論		2			2									
デザイン論		2			2									
心の科学		2			2									
行動の科学		2			2									
人間関係論		2			2									
社会のあり方		2			2									
日本国憲法		2			2									
政治学		2			2									
社会学		2			2									
国際関係論		2			2									
海外事情		2			2									
自然と科学を学ぶ領域		2			2									
自然科学概論		2			2									
数学		2			2									
スポーツの科学		2			2									
スポーツの実技 I		1			1									
スポーツの実技 II		1			1									
防災と危機管理		2			2									
日本の文化と社会を学ぶ領域		2	2											
日本文化 I		2	2											
日本文化 II		2		2										
日本社会 I		2	2											
日本社会 II		2		2										
小計		14	72											
専門教育科目	キャリア教育			1										
	キャリアデザイン I		1											
	キャリアデザイン II		1		1									
	インターンシップ I		2			2								
	インターンシップ II		2					2						
	専門基礎科目		2	2										
	健康科学総論		2	2										
	生命と倫理		2		2									
	健康栄養学		2				2							
	医学一般		2			2								
	心理学		2	2										
	解剖学		2		2									
	衛生・公衆衛生学 I		2			2								
	専門基礎科目		2	2										
	発達心理学		2	2										
	医学一般 II		2				2							
	生理学(運動生理学含む)		2			2								
	衛生・公衆衛生学 II		2				2							
	小児保健		2			2								
	精神保健		2						2					
	生涯スポーツ論		2						2					
	ヘルスエクササイズ		2							2				
	健康と運動処方		2							2				
	栄養指導論		2							2				
	栄養学(食品学を含む)		2			2								
	人間環境論		2								2			
	食生活論		2						2					
	学校保健(学校安全を含む)		2					2						
	救急処置(実習を含む)		2					2						
	臨床心理学		2					2						
	老人・障害者の心理		2							2				
	介護概論		2						2					
地域スポーツ論		2								2				
運動と栄養		2						2						
スポーツバイオメカニクス		2			2									
トレーニング総論		2						2						
スポーツ心理学		2		2										
コーチング論		2					2							
スポーツ社会学		2							2					
生涯スポーツ演習 I		2			2									
生涯スポーツ演習 II		2								2				
健康スポーツ実習 I		2					2							
健康スポーツ実習 II		2						2						

別表4(第7条関係)

教職教育課程表

授業科目	単位数	必修 単位数	選択 単位数
教育原理		2	
教職概論		2	
教育行政		2	
教育心理学		2	
特別支援の理解		1	
教育課程論		2	
道徳教育の理論と実践			2
総合的な学習の時間の指導法		2	
特別活動論		2	
教育方法論(ICT活用含む)		2	
生徒指導論		2	
教育相談		2	
進路指導論		1	
教育実習A			3
教育実習B			2
教育実習C			5
養護実習			5
教職実践演習(小中高)			2
教職実践演習(養)			2
商業科教育法A			2
商業科教育法B			2
情報科教育法A			2
情報科教育法B			2
保健体育科教育法A			2
保健体育科教育法B			2
保健体育科教育法C			2
保健体育科教育法D			2
看護科教育法A			2
看護科教育法B			2
国語科教育法			1
社会科教育法			1
算数科教育法			1
理科教育法			1
生活科教育法			1
音楽科教育法			1
図画工作科教育法			1
家庭科教育法			1
初等保健体育科教育法			1
英語科教育法			1

教職に関する専門科目

八戸学院大学教職課程履修規程

(目的)

第1条 八戸学院大学（以下「本学」という。）学則（以下「学則」という。）第12条に定める教員の免許状の所要資格取得については、この規程で定めるところによる。

(取得できる免許状の種類)

第2条 教員の免許状授与の資格を取得できる免許状の種類は次のとおりとする。中学校教諭一種免許状（保健体育）を取得する者に限り、小学校教諭二種免許状の取得を可とする。

(1) 地域共創学部地域共創学科

- ・高等学校教諭一種免許状（商業）
- ・高等学校教諭一種免許状（情報）

(2) 人間健康学部人間健康科学科

- ・中学校教諭一種免許状（保健体育）
- ・高等学校教諭一種免許状（保健体育）
- ・中学校教諭一種免許状（保健）
- ・高等学校教諭一種免許状（保健）
- ・高等学校教諭一種免許状（看護）
- ・養護教諭一種免許状
- ・小学校教諭二種免許状

(教職に関する科目の履修)

第3条 教員の免許状授与の資格を取得しようとする者は、学則第11条に定める卒業に必要な科目の単位数を修得し、かつ教職に関する科目および免許状授与の資格を得るために必要な科目の単位を修得しなければならない。

(コース)

第4条 免許状取得希望者は、次のコースに所属し、所定の科目を履修し、単位を修得しなければならない。

(1) 地域共創学部地域共創学科

- ・教科「商業」免許状取得希望者は「商業コース」
- ・教科「情報」免許状取得希望者は「情報コース」

(2) 人間健康学部人間健康科学科

- ・教科「保健体育」免許状取得希望者は「保健体育コース」
- ・教科「保健」免許状取得希望者は「保健コース」
- ・教科「看護」免許状取得希望者は「看護コース」
- ・「養護教諭」免許状取得希望者は「養護教諭コース」
- ・「小学校教諭（二種）」免許状取得希望者は「小学校教諭コース」

(教職に関する専門科目)

第5条 教育職員免許法および同施行規則により、次表の科目を開設する。これらの科目は備考欄に記載のある場合以外、すべてを履修し単位を修得しなければならない。ただし、各教科の指導法に関する科目は、それぞれの教科教育法を履修し単位を修得することとする。

免許法施行規則に定める科目区分	本学が開設する科目名	単位	配当年次	摘 要
教育の基礎的理解に関する科目	教育原理	2	2	
	教職概論	2	1	
	教育行政	2	4	
	教育心理学	2	2	
	特別支援の理解	1	1	
	教育課程論	2	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育の理論と実践	2	3	中一種免、養教一種免必修
	総合的な学習の時間の指導法	2	3	
	特別活動論	2	3	
	教育方法論（ICT 活用含む）	2	2	
	生徒指導論	2	3	
	教育相談	2	3	
教育実践に関する科目	進路指導論	1	3	
	教育実習 A	3	4	中一種免、高一種免必修
	教育実習 B	2	4	中一種免必修
	教育実習 C	5	4	小二種免必修
	養護実習	5	4	養教一種免必修
	教職実践演習（小中高）	2	4	小二種免必修、中一種免、高一種免必修
教科及び教科の指導法に関する科目	教職実践演習（養）	2	4	養教一種免必修
	商業科教育法 A	2	3	
	商業科教育法 B	2	3	
	情報科教育法 A	2	3	
	情報科教育法 B	2	3	
	保健体育科教育法 A	2	3	・ 中一種免は 8 単位 ・ 高一種免は A・B の 4 単位
	保健体育科教育法 B	2	3	
	保健体育科教育法 C	2	3	
	保健体育科教育法 D	2	3	
	看護科教育法 A	2	3	・ 小二種免 必修：音楽科教育法、図画工作科教育法、初等保健体育科教育法を 3 単位 選択：必修科目の他に 3 科目 3 単位
	看護科教育法 B	2	3	
	国語科教育法	1	2	
	社会科教育法	1	2	
	算数科教育法	1	2	
	理科教育法	1	2	
	生活科教育法	1	3	
	音楽科教育法	1	3	
	図画工作科教育法	1	3	
家庭科教育法	1	3		
初等保健体育科教育法	1	3		
英語科教育法	1	3		

(商業免許状コースの教科に関する科目)

第6条 商業に係る教科に関する科目として、次の科目を履修し単位を修得しなければならない。

- (1) 必修科目：経営学、簿記原理Ⅰ、会計学原理、金融入門、簿記原理Ⅱ、経営戦略論、マーケティング論、商事法、経営分析論、職業指導の10科目20単位
- (2) 選択科目：経営史、地域経営論、商業簿記(中級)、工業簿記Ⅰ、財務諸表論、経営管理論、中小企業・ベンチャー企業論、金融経済論、消費者行動論、工業簿記Ⅱ、商業簿記(上級)の中から6科目12単位以上

(情報免許状コースの教科に関する科目)

第7条 情報に係る教科に関する科目として、次の科目を履修し単位を修得しなければならない。

- (1) 必修科目：情報社会論、人的資源管理、コンピュータサイエンス、統計学基礎、統計学演習、経営科学、プログラミング、情報システム設計、情報システム開発、データベース設計、アプリケーション開発実習Ⅰ、情報通信ネットワーク、経営情報論、情報デザイン、マルチメディアⅠ、マルチメディアⅡ、情報と職業の17科目34単位
- (2) 選択科目：データベース実習、アプリケーション開発実習Ⅱの中から1科目2単位以上

(保健体育コースの教科に関する科目)

第8条 保健体育に係る教科に関する科目として、次の科目を履修し単位を修得しなければならない。

- (1) 必修科目：中一種免は、解剖学、生理学(運動生理学含む)、衛生・公衆衛生学Ⅰ、衛生・公衆衛生学Ⅱ、小児保健、精神保健、体育原理、運動学(運動方法学を含む)、基本実技、水泳、ダンス、陸上競技、スキー、スケート、器械体操、学校保健(学校安全を含む)、救急処置(実習を含む)の17科目27単位
高一種免は、解剖学、生理学(運動生理学含む)、衛生・公衆衛生学Ⅰ、衛生・公衆衛生学Ⅱ、小児保健、精神保健、体育原理、運動学(運動方法学を含む)、地域スポーツ論、生涯スポーツ論、ヘルスエクササイズ、健康と運動処方、基本実技、水泳、ダンス、陸上競技、スキー、スケート、器械体操、学校保健(学校安全を含む)、救急処置(実習を含む)の21科目35単位
- (2) 選択科目：中一種免、高一種免ともに、ラグビー、サッカー、バスケットボール、バレーボール・バドミントン、テニス、ソフトボールの中から1科目1単位以上、武道Ⅰ(柔道)、武道Ⅱ(剣道・弓道)、の中から1科目1単位以上、合計2科目2単位以上

(保健コースの教科に関する科目)

第9条 保健に係る教科に関する科目として、次の科目を履修し単位を修得しなければならない。

- (1) 必修科目：中一種免は、健康栄養学、医学一般、医学一般Ⅱ、解剖学、生理学(運動生理学含む)、衛生・公衆衛生学Ⅰ、衛生・公衆衛生学Ⅱ、小児保健、精神保健、栄養学(食品学を含む)、学校保健(学校安全を含む)、救急処置(実習を含む)の12科目24単位
高一種免は、健康栄養学、医学一般、医学一般Ⅱ、解剖学、生理学(運動生理学含む)、衛生・公衆衛生学Ⅰ、衛生・公衆衛生学Ⅱ、小児保健、精神保健、栄養学(食品学を含む)、微生物学、学校保健(学校安全を含む)、救急処置(実習を含む)の13科目26単位
- (2) 選択科目：中一種免は、栄養指導論、運動と栄養、人間環境論、食生活論の中から2科目4単位以上
高一種免は、栄養指導論、運動と栄養、免疫学、人間環境論、食生活論の中から3科目6単位以上

(看護コースの教科に関する科目)

第10条 看護に係る教科に関する科目として、次の科目を履修し単位を修得しなければならない。

- (1) 必修科目：医学一般、医学一般Ⅱ、解剖学、生理学(運動生理学含む)、衛生・公衆衛生学Ⅰ、衛生・公衆衛生学Ⅱ、精神保健、看護学、微生物学、救急処置(実習を含む)、看護実践論、看護技術演習、看護学

臨床実習Ⅰ、看護学臨床実習Ⅱの14科目28単位

(2) 選択科目：免疫学、人間環境論、薬理概論の中から2科目4単位以上

(養護教諭コースの教科に関する科目)

第11条 養護教諭に関する科目として、次の科目を履修し単位を修得しなければならない。

(1) 必修科目：解剖学、生理学（運動生理学含む）、衛生・公衆衛生学Ⅰ、衛生・公衆衛生学Ⅱ、精神保健、養護概説、看護学、栄養学（食品学を含む）、健康相談活動の理論および方法、学校保健（学校安全を含む）、救急処置（実習を含む）、看護実践論、看護技術演習、看護学臨床実習Ⅰ、看護学臨床実習Ⅱの15科目30単位

(2) 選択科目：微生物学、免疫学、薬理概論の中から1科目2単位以上

(小学校教諭コースの教科に関する科目)

第12条 小学校教諭に関する科目として、次の科目を履修し単位を修得しなければならない。

(1) 必修科目：体育原理、運動学（運動方法学を含む）、基本実技、陸上競技、生涯スポーツ論、衛生学・公衆衛生学Ⅰ、小児保健、精神保健の8科目14単位

(教育職員免許法施行規則第66条の6で定める科目)

第13条 教育職員免許法施行規則第66条の6で定める科目として、次の科目を履修し単位を修得しなければならない。

免許法施行規則に定める科目	単位修得を必要とする本学の開設科目
日 本 国 憲 法	日本国憲法
体 育	スポーツの科学、スポーツ実技Ⅰ、スポーツ実技Ⅱの中から2単位
外国語コミュニケーション	英語Ⅰ、英語Ⅱ、英語コミュニケーション、ドイツ語Ⅰ、ドイツ語Ⅱ、韓国語、中国語の中から1科目2単位
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	情報処理基礎

(教育実習、養護実習)

第14条 教育実習および養護実習を履修するためには、3年次春学期に予備登録を行い、実習実施の前年度の3月末までに、次の各条件を満たしていなければならない。なお、条件に合致しているかどうかの判定は教務委員会（教職課程担当）が行う。

- (1) 学則第11条に定める卒業に必要な授業科目を93単位以上修得していること。
- (2) 教育実習については、教職に関する専門科目について、教職概論、教育原理、教育課程論を履修し単位を修得していること。
- (3) 養護実習については、看護学臨床実習Ⅰ、看護学臨床実習Ⅱを履修し単位を修得していること。
- (4) 実習の事前指導を受けていること。

2 実習に際しては所定の誓約書を提出することとし、実習校の規則を守り指導に従わなければならない。

3 前項に違反する行為があった場合は、教務委員会（教職課程担当）で審議し、実習を取り消す場合がある。

(介護等体験)

第15条 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づき、小学校教諭二種免許状、中学校教諭一種免許状の免許状授与を希望する者は、介護等の体験を行わなければならない。

(教職課程履修料)

第 16 条 教職課程履修者は、履修届を提出すると同時に、履修料を納入しなければならない。

2 履修料は次のとおりとする。

(1) 地域共創学部地域共創学科 50,000 円

(2) 人間健康科学部人間健康科学科 70,000 円

次のいずれかの組み合わせで免許課程を履修する場合

- ・ 中一種免のみ
- ・ 高一種免のみ
- ・ 中一種免と高一種免
- ・ 中一種免と小二種免
- ・ 養教一種免のみ

(3) 人間健康科学部人間健康科学科 90,000 円

次のいずれかの組み合わせで免許課程を履修する場合

- ・ 小二種免と中一種免と高一種免
- ・ 中一種免と高一種免と養教一種免
- ・ 小二種免と中一種免と養教一種免

(免許状申請)

第 17 条 所定の要件を満たし、申請に必要な書類を期日までに提出した者については教育職員免許状申請手続きを本学が一括して行う。

(規程の改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議の審議を経て学長が決定する。

附 則 【省略】